

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	財団法人長野県農業開発公社 (長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎)		代表者	坂口 勝	
設立根拠	民法、農業経営基盤強化促進法	設立年	昭和45年	県所管部局 (課)	農政部(農村振興課)
〔設立の沿革〕			〔設立目的(寄付行為・定款上)〕		
昭和45年に設立、同年農地保有合理化法人の認可を受け、農地保有合理化事業を開始した。その後平成5年に「長野県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の中で県段階の農地保有合理化法人として明確に位置づけられた。			長野県における農業の近代化と農地保有の合理化を促進し、もって県民福祉の増進を図る。		
〔具体的な事業内容〕			〔事業執行状況を示す主な指標〕		
・農地保有合理化事業(認定農業者等への農用地の利用促進) ・農用地の整備事業			・農地買入面積(ha) H15: 62.5 H16: 64.7 H17: 60.5 ・農地売渡面積(ha) H15: 93.8 H16: 69.8 H17: 75.1 ・農地貸付面積(ha) H15: 740.8 H16: 550.8 H17: 526.6		
基本財産(円)	313,000,000	うち県の出 捐額(円)	313,000,000	県出捐 率(%)	100.0%
			〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕		
			-		

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役職員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤	うち県職員	2	1	2	2
非 常 勤		うち県職員	6	7	6	5	
職員数	常 勤	うち県職員	25	25	24	23	
	非 常 勤	うち県職員	4	2	2	0	
	県職員計(非常勤役員除く)		4	2	2	0	
役員平均年齢	63.5	役員平均年収(千円)	2,940	職員平均年齢	57	職員の平均年収(千円)	3,687

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収支状況	当期収入合計	4,604,199	(5,802,996)	県費受入状況	補助金	118,739	(191,641)
	当期支出合計	4,667,053	(6,047,251)		事業費	61,615	(118,904)
	当期収支差額	62,854	(244,255)		運営費	57,124	(72,737)
	次期繰越額	144,436	(169,774)		交付金	0	(0)
財務・資産関係指標	自主事業比率	100.0	(100.0)	負担金	0	(0)	
	公益事業比率	100.0	(100.0)	委託料	0	(0)	
	収支比率	98.7	(96.0)	貸付金	0	(0)	
	人件費比率	2.9	(2.5)	出捐金	0	(942)	
	管理費比率	3.6	(3.4)	損失補償年度末残高	0	(0)	
	事業支出伸び率	1.4	(7.5)	人件費関係費用(再掲)	57,124	(72,737)	
	補助金等比率	3.7	(4.5)				

経営計画等の策定状況

中長期事業計画を策定し、公表している。

民間(NPO含む)との競合状況

農業経営基盤強化促進法、同施行令により民間参入はできない。

情報公開の取組状況

業務、財務状況についてホームページで公表している。

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	(社)長野県農業担い手基金と統合及び長野県農業会議と事務局を統合
改革実施プラン策定	-

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実施状況	
実施年月		実施年月	
H16年5月	長野県農業会議と事務局統合	H16年5月	長野県農業会議と事務局統合
H16年度以降	国へ農業会議との統合について制度改正を提案	H15年11月 H16年1月	全国規制改革要望において法律改正を要望 "
H18年6月	(社)長野県農業担い手育成基金と統合	- H19年4月	統合について(社)長野県農業担い手基金と調整中 一層効率的・効果的な業務の推進体制を整えることを目的として、(社)長野県農業担い手育成基金と事務所のワンフロア化を実施

〔監査結果等〕

平成17年度財政的援助団体等の監査結果

検討事項

- 保有農地の対応
保有農地のうち過年度に取得したまま5年以上経過し、売却できない用地の早期売却を検討してください。
- 欠損引当金の計上額
流動資産の用地にかかる欠損引当金の計上額が過少であるので、十分引当を行ってください。

〔団体の課題〕

- 長野県農業会議との統合については法改正が必要であるが、国が統合の必然性を疑問視しているあり、現時点で法改正の見込みはない。
- (社)長野県担い手育成基金との統合については、統合により農地保有合理化法人の要件を満たさなくなる恐れがある。

〔県の考え方〕

- 事務局統合やワンフロア化により、効率的かつ効果的なサービスが提供されており、既に組織統合と同レベルの効果がある。仮に統合したとしても、団体間での業務が異なるため、業務の統廃合は困難で、全体の業務量の減少や人員削減はできない。
- 制度上の制約があり、国に制度改正の動きがないことから、統合は困難である。
- 今後は各団体が、一層の事務の効率化を図り、連携を強化しながら利用者へのサービス向上に努めていく。

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	社団法人 長野県農業担い手育成基金 (長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎3階)		代表者	茂木 守	
設立根拠	民法	設立年	平成5年	県所管部局 (課)	農政部(農村振興課)
〔設立の沿革〕			〔設立目的(寄付行為・定款上)〕		
・平成5年、社団法人 長野県担い手育成基金の設立 ・平成7年、青年就農促進法に基づく「青年農業者等育成センター」の指定を受け、就農支援資金の貸付業務を開始			農業の担い手を確保・育成するため、次代の長野県農業を担う青少年の育成、農業に従事し、又は従事しようとする青年等に対する支援及び就農しやすい環境づくりを行うことにより、本県農業の発展に寄与する。		
〔具体的な事業内容〕			〔事業執行状況を示す主な指標〕		
・新規就農者の研修、就農準備等に係る助成金の交付 ・青年農業者等担い手の育成にかかる助成金の交付 ・新規就農相談や就農支援資金の貸付			・先進的経営体等における研修費助成(件) H15:23、H16:43、H17:67 ・就農支援金支給件数(件) H15:4、H16:10、H17:23 ・就農支援資金貸付残高(千円) H15:59,446、H16:53,053、H17:54,104		
基本財産(円)	2,000,200,000円	うち県の出 捐額(円)	500,000,000円	県出捐 率(%)	24.9%
〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕					
・市町村等 5.0億円 24.9% ・農業協同組合等 5.0億円 24.9% ・県信連 1.862億円 9.3% ・全農長野県本部 1.862億円 9.3%					

* 役員員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤		0	0	0	0
うち県職員			0	0	0	0	
職員数	非 常 勤		19	19	19	18	
	うち県職員		4	4	4	3	
職員数	常 勤		1	1	1	1	
	うち県職員		1	1	1	1	
非 常 勤			0	0	0	0	
県職員計(非常勤役員除く)			1	1	1	1	
役員平均年齢	-	役員平均年収(千円)	-	職員平均年齢	-	職員の平均年収(千円)	-

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収 支 状 況	当期収入合計		85,801	(38,637)	県 費 受 入 状 況	補助金	12,267	(11,228)
	当期支出合計		74,030	(27,901)		事業費	3,105	(2,018)
	当期収支差額		11,771	(10,736)		運営費	9,162	(9,210)
	次期繰越額		93,533	(63,824)		交付金		(0)
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	100.0	(100.0)	正味財産比率	95.0	(94.9)	負担金	(0)
	公益事業比率	100.0	(100.0)	流動比率	-	-	委託料	(0)
	収支比率	115.9	(138.5)	固定比率	101.7	(102.2)	貸付金	(0)
	人件費比率	12.4	(33.0)	固定長期適合率	96.6	(97.0)	出捐金	(0)
	管理費比率	7.4	(12.5)	借入金依存率	-	-	損失補償年 度末残高	(0)
	事業支出伸び率	242.5	(96.8)				人件費関係費 用(再掲)	9,162
補助金等比率	7.3	(12.2)						

経営計画等の策定状況

民間(NPO含む)との競合状況

就農支援資金貸付業務は、県指定の公益法人1者に限定されている。

情報公開の取組状況

情報公開規定(要綱)に基づき、県条例に準じて公開(H14.4.1~)

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	(財)長野県農業開発公社と統合	
改革実施プラン策定	-	

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
平成18年6月	(財)長野県農業開発公社と統合	H17年9月 ~H19年1月	・団体毎、あるいは関係団体が寄って統合について、方針、基本財産の扱い等様々な事項について検討を重ねた。
		H19年4月	・一層の効率的・効果的な業務の推進体制を整えることを目的として、事務所のワンフロア化を実施した。

〔監査結果等〕

平成17年度財政的支援団体等の監査結果(委員監査)

指導事項

- 1 県貸付金の有効活用
就農支援資金の新規利用が低調であり、貸付残高においても減少傾向にあるなど県貸付金が有効に活用されていません。
- 2 貸倒引当金の設定
当該貸付金に貸倒引当金が設定されていませんが、現状において延滞もあるので、所要の貸倒引当金を計上できるように会計処理規定の整備を図る必要があります。

〔団体の課題〕

〔課題〕

・長野県農業開発公社との統合については、統合により公社の農地保有合理化法人の要件を満たさなくなる恐れがある。

〔県の考え方〕

- 1 事務局統合やワンフロア化により、効率的かつ効果的なサービスが提供されており、既に組織統合と同レベルの効果がある。仮に統合したとしても、団体間での業務が異なるため、業務の統廃合は困難で、全体の業務量の減少や、人員削減はできない。
- 2 制度上の制約があり、国に制度改革の動きがないことから、統合は困難である。
- 3 今後は、各団体が一層の事務の効率化を図り、連携を強化しながら利用者へのサービス向上に努めていく。

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	長野県農業会議 (長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎内)		代表者	石田 治一郎	
設立根拠	農業委員会等に関する法律	設立年	昭和29年	県所管部局 (課)	農政部(農業政策課)
〔設立の沿革〕			〔設立目的(寄付行為・定款上)〕		
前身は、行政委員会としての都道府県農業委員会であったが、食糧不足状況の改善、自作農の創設が一応果たされたことにより組織の性格が決定機関から諮問機関へと移行してきたこと、及び農業及び農業者の一般的利益を代表する農業団体を設置すべきという要請が強まっていたことにより、法律が改正されたことに伴い、昭和29年長野県農業会議として設立。			農民の公正な意見を反映し、農業の立場を代表する組織としてその業務を行うことにより、農業生産力の向上および農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与する。		
〔具体的な事業内容〕			〔事業執行状況を示す主な指標〕		
・農地法に係る知事諮問に対する答申(法4条、5条) ・基本農政の確立に関する要請活動 ・農業委員会の委員及び職員等に対する研修会、講習会 ・農業者年金業務に関する指導			・農地法関係審議件数(件) H15:5,228 H16:5,029 H17:4,752 ・研修会、講習会開催件数(件) H15:18 H16:28 H17:17		
基本財産(円)	-	うち県の出 捐額(円)	-	県出捐 率(%)	0.0%
〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕					
-					

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役 職 員 数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役 員 数	常 勤	うち県職員	0	0	0	0
非 常 勤			3	3	3	3	
職 員 数		うち県職員	0	0	0	0	
		常 勤	12	12	11	11	
	うち県職員	2	2	2	2		
	非 常 勤	4	4	4	3		
	県職員計(非常勤役員除く)		2	2	2	2	
役員平均年齢	67	役員平均年収(千円)	-	職員平均年齢	42.0	職員の平均年収(千円)	5,122

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度 (単位:千円、%)

収 支 状 況	当期収入合計	117,538	(129,107)	県 費 受 入 状 況	補助金	80,328	(96,257)
	当期支出合計	117,985	(127,816)		事業費	7,768	(24,459)
	当期収支差額	447	(1,291)		運営費	72,560	(71,798)
	次期繰越額	1,641	(2,846)		交付金	0	(0)
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	100.0	(100.0)	負担金	0	(0)	
	公益事業比率	100.0	(100.0)	委託料	0	(0)	
	収支比率	99.6	(101.0)	貸付金	0	(0)	
	人件費比率	64.2	(58.7)	出捐金	0	(0)	
	管理費比率	75.9	(68.8)	損失補償年 度未残高	0	(0)	
	事業支出伸び率	27.9	(25.7)	人件費関係費 用(再掲)	72,560	(71,798)	
	補助金等比率	67.1	(73.7)				

経営計画等の策定状況	
民間(NPO含む)との競合状況	
法に基づき県区域に1つ設置される法人であり、民間参加はできない。	
情報公開要綱に基づき県条例に準じて公開(H14.4.1~) インターネット・ホームページを開設し、事業内容を公表	

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	(財)長野県農業開発公社と事務局を統合	
改革実施プラン策定	-	制度的な制約を解消した段階で(財)長野県農業開発公社と統合

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
平成16年5月	(財)長野県農業開発公社と事務局統合	平成16年5月	(財)長野県農業開発公社と事務局統合
平成16年度以降	農業開発公社との統合について国へ制度改正を提案	平成15年11月	全国規制改革要望において法律改正を要望
		平成16年7月	関東農政局に対して、制度改正を要請

〔監査結果等〕	
平成16年度財政的援助団体等の監査の結果	
指導事項	農業会議費補助金の実績報告書と決算額に誤りがありました。適正な事務処理をしてください。

〔団体の課題〕	
〔課題〕	長野県農業開発公社との統合については国に対して制度改正を提案してきたが、農業開発公社は収益事業を行っており、国は両団体を一体化する必然性を認めていないため、現時点で法改正の見込みはない。
〔県の考え〕	事務局統合により、新規就農・農業経営相談業務と農地の権利取得業務のワンストップサービスの提供や人件費・管理経費の削減による事務の効率的な運営など、実質的に組織統合と同レベルのメリットが生み出されている。 団体の統合については、国において法改正の動きがないことから、統合は困難である。

長野県農業会議、(財)長野県農業開発公社及び(社)長野県農業担い手育成基金の統合について

